二　次に掲げる額の合算額

イ　次の(1)又は(2)によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

(1)　当該附属高校の教職員に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

(2)　当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた高等学校費（教職員数を測定単位とするものに限る。）の額の算定方法に準じて算定した額

ロ　当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた高等学校費（生徒数を測定単位とするものに限る。）の額の算定方法に準じて算定した額

次の各号によって算出した額の合算額とする。

一　当該道府県が職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第二十九条第一項の規定により行う無料の職業紹介事業の開始等（以下この号において「無料職業紹介事業の開始等」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

二　当該道府県が無料職業紹介事業の開始等と連携して行う国の補助金を受けて施行する地域活性化雇用創造プロジェクト事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額及び無料職業紹介事業の開始等と連携して行うその他の雇用創出の取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額の合算額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

六十六　地方版ハローワークの設立等及びそれに関連した雇用対策に要する経費があること。

六十七　災害復旧等に従事させるため採用した職員に要する経費があること。

災害復旧等に従事させるため職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）又は同法第三条第三項第三号に規定する職を占める特別職に属する地方公務員（国及び地方公共団体以外の法人に現に雇用されている者であって、当該法人に雇用されたまま採用されるものに限る。）を採用した道府県について、当該職員に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

六十八　令和元年に開催されるラグビーワールドカップ大会の開催都市としてラグビーワールドカップリミテッドに承認された都道府県又は公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会からラグビーワールドカップリミテッドに公認チームキャンプ候補地として示された都道府県による交流計画の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

令和元年に開催されるラグビーワールドカップ大会の開催都市としてラグビーワールドカップリミテッドに承認された都道府県又は公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会からラグビーワールドカップリミテッドに公認チームキャンプ候補地として示された都道府県による交流計画の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

六十八　地方版ハローワークの設立等及びそれに関連した雇用対策に要する経費があること。

六十九　災害復旧等に従事させるため採用した職員に要する経費があること。

七十　令和元年に開催されるラグビーワールドカップ大会の開催都市又は公認チームキャンプ候補地としての取組に要する経費があること。

二　次に掲げる額の合算額

イ　次の(1)又は(2)によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

(1)　当該附属高校の教職員に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

(2)　当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた高等学校費（教職員数を測定単位とするものに限る。）の額の算定方法に準じて算定した額

ロ　当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた高等学校費（生徒数を測定単位とするものに限る。）の額の算定方法に準じて算定した額

次の各号によって算出した額の合算額とする。

一　当該道府県が職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第二十九条第一項の規定により行う無料の職業紹介事業の開始等（以下この号において「無料職業紹介事業の開始等」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

二　当該道府県が無料職業紹介事業の開始等と連携して行う国の補助金を受けて施行する地域活性化雇用創造プロジェクト事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額及び無料職業紹介事業の開始等と連携して行うその他の雇用創出の取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額の合算額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

災害復旧等に従事させるため職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）又は同法第三条第三項第三号に規定する職を占める特別職に属する地方公務員（国及び地方公共団体以外の法人に現に雇用されている者であって、当該法人に雇用されたまま採用されるものに限る。）を採用した道府県について、当該職員に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　令和元年に開催されるラグビーワールドカップ大会の開催都市としてラグビーワールドカップリミテッドに承認された都道府県又は公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会からラグビーワールドカップリミテッドに公認チームキャンプ候補地として示された都道府県による交流計画の実施に要する経費及び公認チームキャンプ実施のための環境整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

二　令和元年に開催されるラグビーワールドカップ大会の開催都市としてラグビーワールドカップリミテッドに承認された都道府県による大会運営等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。